

国際電話番号による 特殊詐欺が急増中!!

+1 や +44 などから始まる番号、たとえば

+1312345678
+44698765432



このような表示の電話には出ない、
かけ直さないよう、ご注意ください。

海外との電話が不要な方は、発信・着信を
無償で休止できます

今すぐお申し込みを↓↓

固定電話・ひかり電話対象です。そのほかにも一定の条件がありますので、詳しくは申込みの際ご確認ください。

お申し込み・お問い合わせはこちらから

国際電話不取扱受付センター

電話番号 **0120-210-364** (通話料無料)

取扱時間 オペレータ案内：平日午前9時から
午後5時まで

自動音声案内：平日、土日祝24時間



神奈川県警察

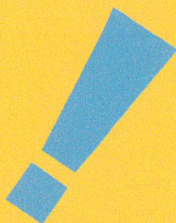
詳細情報はここから





忘れていませんか？ ヘルメット

交通事故被害軽減のため、ヘルメットをかぶりましょう！



■ 自転車及び特定小型原動機付自転車の利用者は、乗車時のヘルメットの着用が努力義務とされています。

■ 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約7割が、頭部に致命傷を負っており、頭を守ることが自分の命を守ることにつながります。

※令和5年から過去5年間の交通事故統計における割合

神奈川県警察

KP 150
神奈川県警察創立150年

守っていますか？

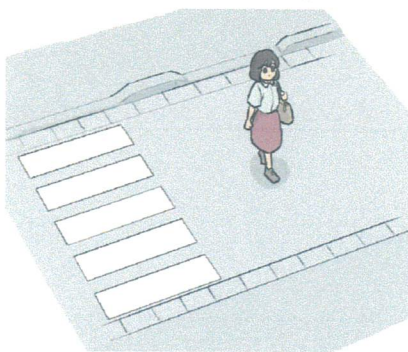
歩行者の交通ルール

赤信号で渡らない



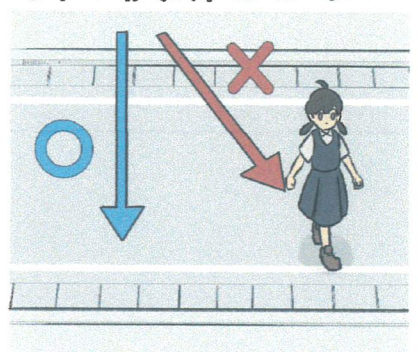
道路交通法 第7条
(2万円以下の罰金または料料)

横断歩道の付近では
横断歩道を渡る



道路交通法 第12条第1項・第15条
(2万円以下の罰金または料料)

斜め横断をしない

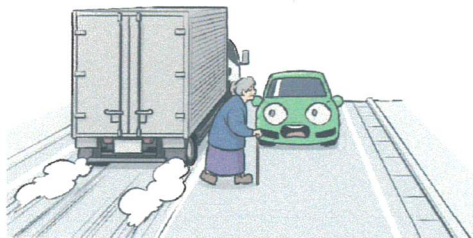


道路交通法 第12条第2項・第15条
(2万円以下の罰金または料料)

車両の直前や直後を横断しない

[走行車両]

[停止車両・駐車車両]



道路交通法 第13条第1項・第15条
(2万円以下の罰金または料料)



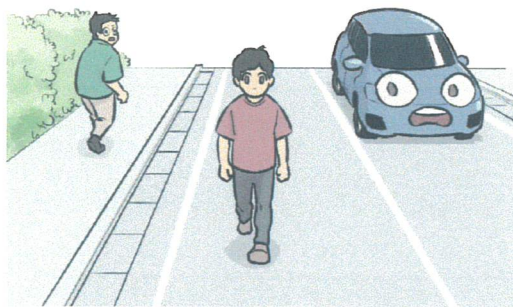
横断禁止場所を
横断しない



道路交通法 第13条第2項・第15条
(2万円以下の罰金または料料)

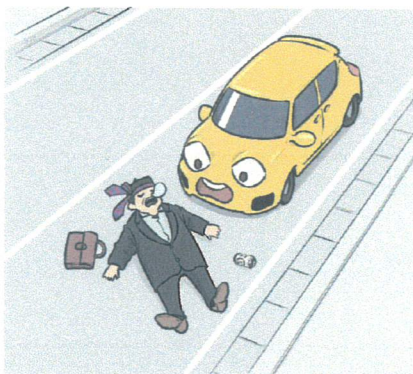
歩道等のある道路では

車道を歩かない



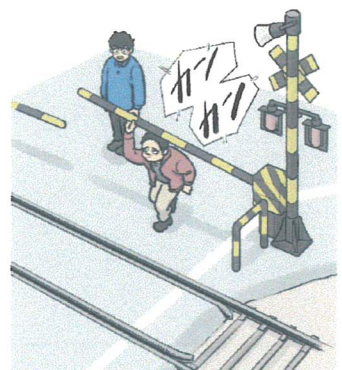
道路交通法 第10条第2項・第15条
(2万円以下の罰金または料料)

道路で寝ない



道路交通法 第76条第4項第2号
(5万円以下の罰金)

遮断踏切に入らない



鉄道営業法 第37条
(1万円未満の料料)



神奈川県警察

